

寄附金控除における問題点に関する一考察

A study on the problems with donation deductions

上 松 公 雄

1. はじめに

寄附金の抛出とは、一般に、その有する金銭その他の資産について見返りを求めることなく他者に移転せしめる行為と捉えることができる。寄附金をめぐる課税上の問題としては、まず、抛出者において、その有する資産を移転せしめたこと、つまり、資産が流失した事実が、課税上、どのように捉えられるか、どのように考慮、配慮されるかである。

所得税は、個人の所得を租税負担能力として課される租税であるが、所得とは、一定期間のうちに、その主体（この場合は個人）に帰属する純資産の増加額、あるいは、増加した経済的価値と観念される。したがって、寄附金を抛出したことによる資産の流失（純資産の減少）は、租税負担能力の減少をもたらすものと捉えるべきこととなる。

本稿においては、個人が寄附金を抛出した場合に一般に適用機会が多いと思われる寄附金控除の趣旨を確認するとともに、現下の状況における問題点について確認する。

なお、個人が抛出する寄附金については、租税特別措置法において税額控除が定められているが、これは寄附金控除と密接に関連する制度であるので必要に応じて言及する。

2. 寄附金控除の概要

(1) 寄附金控除

所得税法上、個人が行った寄附が特定寄附金に該当する場合には、その特定寄附金の額から2,000円を控除した額について、寄附金控除として所得控除することが認められる（所法78）。

ここで、特定寄附金とは、①国又は地方公共団体に対する寄附金、②指定寄附金、③特定公益増進法人に対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金と定められている（所法78①、所令217）。

なお、特定公益増進法人は、所得税法施行令第217条において、次のとおり限定列

挙げられている。

イ 独立行政法人

ロ 地方独立行政法人で特定の業務（地方独立行政法人法21一、三～六）を主たる目的とするもの

ハ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構

ニ 公益社団法人及び公益財団法人

ホ 学校法人で学校及び幼保連携型認定こども園の設置若しくは学校及び一定の専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は準学校法人で一定の専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの¹⁾

ヘ 社会福祉法人

ト 更生保護法人

また、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人（以下においては、特定非営利活動法人のことをNPO法人、認定を受けた特定非営利活動法人のことを認定NPO法人という。）及び同法第58条第1項の特例認定を受けた特例認定特定非営利活動法人（以下においては、上記の認定NPO法人と特例認定を受けたNPO法人を合わせて認定NPO法人等という。）に対し、その特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合も、特定寄附金に該当するものとされ、寄附金控除の適用が認められる（措法41の18の2①）。

（2）税額控除

寄附金控除は所得控除であるが、特定寄附金のうち一定の要件を充足する公益法人等に対するものについては、寄附金控除に代えて税額控除の適用が認められている（措法41の18の3）。

この税額控除の仕組みを算式で示すと、次のとおりとなる。

税額控除額＝（税額控除対象寄附金額（上限額＝総所得金額×40％）－2,000円）×40％

なお、税額控除額は、その年分の所得税額の25％相当額が限度とされる。

また、寄附の相手方である公益法人等が充足すべき要件については、第1表のとおり、法人の類型ごとに異なっている。

ただし、認定NPO法人等に対する特定寄附金については要件の付加などはなく、税額控除の適用が認められており（措法41の18の2②）、所得控除と税額控除との選択適用が認められるところとなっている。

¹⁾ 準学校法人は法令上定義されたものではないが、私立学校法第64条第4項に規定する専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を意味する用語として公的な文書などにおいても用いられている。

第1表：税額控除の対象となる特定寄附金

法人類型	要件
<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人 ・学校法人及び準学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人 	<ul style="list-style-type: none"> ◇その運営組織及び事業活動が適正であること ◇市民から支援を受けていることに関する次の要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・P S T基準 ・書類の閲覧 ・寄附者名簿の作成、保存
<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人 ・公立大学法人 ・独立行政法人国立高等専門学校機構 ・独立行政法人日本学生支援機構 	<ul style="list-style-type: none"> ◇その運営組織及び事業活動が適正であること ◇市民から支援を受けていることに関する次の要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・P S T基準 ・書類の閲覧 ・寄附者名簿の作成、保存 ◇学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定の寄附金
<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人及び大学共同利用機関法人 ・公立大学法人 ・独立行政法人国立高等専門学校機構 	<ul style="list-style-type: none"> ◇その運営組織及び事業活動が適正であること ◇市民から支援を受けていることに関する次の要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・P S T基準 ・書類の閲覧 ・寄附者名簿の作成、保存 ◇学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定の寄附金

(出所：筆者作成) なお、学校法人及び準学校法人に関する要件については令和6年度税制改正において改正が予定されている。

3. 寄附金控除の沿革

寄附金に関する現下の状況における問題点あるいは現行法上の課題を明らかにするためには、制度の立法趣旨及び改正の趣旨について確認する必要がある。そこで、寄附金控除の沿革について整理する。

(1) 制度創設（昭和37（1962）年度改正）²⁾

寄附金控除は、昭和37年度税制改正により創設されたが、当初の制度は、所得控除である現行制度と異なり、税額控除として設けられた。

すなわち、その支出した特定寄附金のうち、次の算式により計算した額を、その抛
出者の所得税額から控除するものとされた。

寄附金控除＝控除対象寄附金額（上限額＝総所得金額×10%）×20%

控除対象寄附金額＝特定寄附金－総所得金額×3%（上限額＝30万円）

（注）控除対象寄附金額の算式中「総所得金額」は、正確には総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額であるが、本稿では、単に「総所得金額」と表記する。

仮に、総所得金額が500万円の者であれば、この制度の下では、控除対象となる特定寄附金の上限額は65万円であり、10万円の税額控除を受けることができる。

寄附金控除＝500,000円（≤5,000,000円×10%）×20%＝100,000円

控除対象寄附金額＝650,000円－150,000円（＝5,000,000円×3%）
＝500,000円

制度創設の理由、目的については、税制調査会（1961）において、「税制の整理合理化」の表題の下、単に「教育又は科学の振興を図るため」と述べるだけであるが³⁾、米山（1962）においては、「個人の寄附金が公益事業に対してもつ意義等や諸外国における寄附金に関する税制のあり方等から所得税法においても個人の寄附金について何らかの措置を講ずべきではないか」との考え方を背景として、寄附金控除制度が創設されたと述べられている⁴⁾。

なお、このときまで個人が寄附金を抛出した場合に、所得税法上、租税負担軽減を図るなどの措置が講ぜられてこなかった理由については、①個人の寄附金は所得の任意処分性が高いこと、②累進課税制度の下、高額所得者における特殊な減税に偏る傾

²⁾ 年及び年度の表記は初出時のみ「和暦（西暦）年（年度）」の形式で表記する。ただし、文書及び資料の名称を構成すると理解すべき場合は、その文書及び資料の表記に従うものとする。

³⁾ 税制調査会（1961）、18頁。

⁴⁾ 米山（1962）、18頁。

向があることが挙げられている⁵⁾。

また、この創設当時の制度が税額控除とされた理由及び控除額の水準については、まず、「その軽減方法は、所得控除の方法によると累進税率の関係で高額所得者に特に有利となるおそれがある」ために、「控除の対象となる支出金額に一般的な平均税率を乗じて計算した金額」を税額控除する方法によることとしたと解説されるところであり⁶⁾、20%が「一般的な平均税率」と想定されていたものと理解することができる。

さらに、制度の適用に際しては、特定寄附金から総所得金額の3%相当額あるいは30万円を控除するものとされた。つまり、制度の適用に当たっては、総所得金額の3%相当額と30万円のいずれか少ない金額を超える寄附金の拠出をすることが必要とされた。

これは、少額の寄附金を制度の対象とするのは、「税務の執行上問題がある」こと、また、「比較的少額な寄附金は基礎控除や扶養控除等に織り込み、生計費の一部として考える」ことが適当であることが、その理由として挙げられている⁷⁾。さらに、「通常寄附が期待される程度の金額をこえて寄附を行なった場合の寄附をその対象と考えていくべきであるとの趣旨と思われる」と述べられている⁸⁾。

ところで、寄附金控除は、個人が支出する寄附金のうち特定寄附金を対象とするものであるため、特定寄附金の範囲が重要となるが、これは、次のとおり定められた(旧所得税法施行規則6の3①)⁹⁾。

① 国又は地方公共団体に対してなした寄附金（港湾法の規定にする港湾局に対するものを除く）

② 指定寄附金

民法第34条の規定により設立した法人その他公益を目的とする事業を営む法人又は団体に対してなした寄附金で、その寄附金が広く一般に募集され、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられるものとして大蔵大臣が指定したもの

③ イからハまでに掲げる法人に対してなした寄附金

ただし、②の寄附金を除き、ロ又はハに掲げる法人に対してなした寄附金にあっては、その法人の主たる目的である業務に関連するものに限られる。

イ 理化学研究所、日本原子力研究所、日本てん菜振興会、日本科学技術情報セン

⁵⁾ 武田編（1983）、4782頁。

⁶⁾ 米山前掲（注4）、18頁。

⁷⁾ 米山前掲（注4）20頁。

⁸⁾ 米山前掲（注4）20頁。

⁹⁾ 所得税法施行規則は、当時における政令。現行の所得税法施行令に該当する。

ター、私立学校振興会及び日本育英会

ロ 民法第34条の規定により設立した法人で、次の1から6に掲げる業務を行うことを主たる目的とするもの

ただし、3に掲げる業務を行うことを目的とする法人にあっては、その業務に関して国から補助金の交付を受けたもので、その交付を受けた日から5年を経過しないものに限るものとし、4に掲げる業務を行うことを目的とする法人にあっては、日本育英会法施行令の指定を受けたものに限るものとする。

- 1 科学技術に関する試験研究
- 2 科学技術に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給
- 3 科学技術に関する知識及び思想の総合的な普及啓発
- 4 学術に関する研究（1に掲げるものを除く）
- 5 学校教育に対する助成
- 6 学生若しくは生徒に対する学資の支給若しくは貸与又はこれらの者の修学を援助するための寄宿舎の設置運営

1から3における科学技術は自然科学に係るものに限り、5の学校教育とは、学校教育法に規定する学校における教育をいうものとする。

ハ 私立学校法に規定する学校法人で学校の設置を主たる目的とするもの

これらの主体、法人に対する寄附金が特定寄附金とされたのは、上述したとおり、制度創設の理由、目的が、「教育又は科学の振興を図るため」であったところ、国又は地方公共団体、指定寄附金の対象となる法人及び特定公益増進法人はそれぞれが、教育や科学研究の直接的な担い手であり、その活動の場を提供する者であると認識されるので、制度創設の理由、目的と一致していたものと理解される。

また、米山（1962）によれば、特定寄附金の範囲については、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与する寄附金」と解説されている¹⁰⁾。

なお、現行法における特定寄附金の範囲は、次のとおりとされている（所法78①）。

- ① 国又は地方公共団体（港湾法の規定による港湾局を含む。）に対する寄附金
ただし、その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものは除く。
- ② 指定寄附金
- ③ 特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
ただし、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び①、②の寄附金

¹⁰⁾ 米山前掲（注4）、19頁。

に該当するものを除く。

すなわち、特定寄附金の内容的枠組みは、制度創設のときから現在まで継続維持されているものと捉えることができる。特定寄附金の具体的内容に関しては、主として特定公益増進法人の範囲を拡充する改正が繰り返されているが、国又は地方公共団体に対する寄附金についても港湾局を含めないところから含める改正（昭和42（1967）年度改正）や、その用途について、いったん「行政目的のために直接供する施設に充てるためのもの」に限定する改正（昭和40（1965）年度改正）を行った後、この用途による限定ではなく「その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるもの」を除外する改正（昭和42年度改正）などが行われている。

現行法上、特定公益増進法人の範囲は拡充されており、この点を中心として特定寄附金の範囲の改正沿革も興味深いところであるが、本稿では、以後、この範囲に関する改正には触れず、控除方式及び控除額の改正についてのみ確認する。

（2）控除対象寄附金の上限額及び税額控除額の引上げ（昭和39（1964）年度改正）

制度創設時において、総所得金額の10%相当額とされた控除対象寄附金の上限額について20%相当額に引き上げられ、税額控除額について控除対象寄附金の20%相当額から30%相当額に引き上げられた。

この改正内容を反映したところで、寄附金控除の算式を示すと次のとおりとなる。

$$\text{寄附金控除} = \text{控除対象寄附金額} \left(\text{上限額} = \text{総所得金額} \times 20\% \right) \times 30\%$$

$$\text{控除対象寄附金額} = \text{特定寄附金} - \text{所得金額} \times 3\% \quad (\text{上限額} = 30\text{万円})$$

仮に、総所得金額が500万円の者であれば、この制度の下では、控除対象となる特定寄附金の上限額は115万円であり、30万円の税額控除を受けることができる。

$$\text{寄附金控除} = 1,000,000\text{円} (\leq 5,000,000\text{円} \times 20\%) \times 30\% = 300,000\text{円}$$

$$\text{控除対象寄附金額} = 1,150,000\text{円} - 150,000\text{円} (= 5,000,000\text{円} \times 3\%)$$

$$= 1,000,000\text{円}$$

上記（1）で示したところと比較すると、寄附金の支出額は2倍近い金額が制度の適用対象となり、税額控除の額は3倍となる。

この控除対象寄附金の上限額及び税額控除額の引上げは、昭和37年分の適用状況を踏まえて、制度の趣旨に適合するように行われたものであることが明らかにされている。

すなわち、「適用対象者のうち、その支出した特定寄附金の割合が所得の10%をこえる者が、全体の約30%」となっていること、また、「控除対象寄附金額に乗すべき割合20%についても」「適用対象者の平均上積税率が約32%」であることを明らかにした上で「このような状況からすれば、現行制度における控除限度額及び税額控除額

算定の基礎となっている控除対象寄附金額に乗すべき割合は若干低きにすぎると考えられるところから」それぞれの割合が引き上げられたものと解説されている¹¹⁾。

具体的な数値に基づいて制度の有用性が高める改正が行われたものと理解される。

(3) 所得控除方式の採用及び控除対象寄附金額その他に係る改正（昭和42年度、昭和43（1968）年度、昭和48（1973）年度及び昭和49（1974）年度改正）

昭和42年度改正においては、まず、それまで税額控除とされてきた負担軽減方法を所得控除とすることとされた。

また併せて、控除対象寄附金額の上限額について総所得金額の15%相当額に引き下げたものとされた。さらに、控除対象寄附金額の算定に当たっては、特定寄附金から控除する総所得金額の3%相当額については、その上限額として30万円の固定額が定められているところ、この上限固定額が20万円に引き下げられた。

ここで、税額控除から所得控除に移行された理由としては、①制度が複雑であること、②所得の多寡に関係なく軽減割合が変わらず寄附者の意図が殺がれるとの批判があったことが挙げられている¹²⁾。

なお、この上限固定額は、翌昭和43年度改正においても、10万円に引き下げる改正が行われている。

この上限固定額の10万円への引下げについては、「私学等に対する寄付の実情を考慮して中堅所得者層の公共寄付を促進する見地から」の改正であると解説されている¹³⁾。

ただし、改正前後の当時における個人の所得金額の水準からすると、上限固定額を引き下げる改正が、果たして「中堅所得者層の公共寄付」の促進に効果があったかは疑問である。

当時における申告所得の平均額は、昭和40年963,376円、昭和41年1,004,042円、昭和42年1,083,562円、昭和43年1,201,371円に止まっている¹⁴⁾。

当時における中堅所得者層の捉え方は必ずしも明らかではないが、仮に、所得金額200万円の者が5万円の寄附を行った場合、これが特定寄附金に該当する場合でも、所得金額の3%相当額は6万円であるため、昭和42年度改正後であっても寄附金控除を適用することができない。

所得金額の3%相当額と上限固定額との関係からは、平均的な所得金額を得ている者に及ぶ改正の効果は限られたものであったと考える。

11) 掃部（1964）、16頁。

12) 武田編前掲（注5）、4786頁。

13) 掃部（1968）、20頁。

14) 「申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」第1表に基づいて算定した。

すなわち、所得金額が1,000万円の者が25万円の寄附を行った場合に、改正前であれば所得金額の3%相当額と上限固定額はいずれも30万円であったために寄附金控除を適用することはできなかったところが、上限固定額が20万円に引き下げられたことで5万円（＝25万円－20万円）については制度の適用を受けることができることになる。

さらに、昭和43年度改正によって上限固定額が10万円に引き下げられたことで、所得金額が500万円である者が12万円の寄附を行うといった場合には、その引下げの効果があつたと認められるが、所得金額500万円の者としても、当時の申告所得の平均額からすると中堅所得者層と捉えることは難しいものとする。

むしろ、所得金額200万円の者であれば、その3%相当額は6万円であり、この金額を超える寄附金を拠出すれば制度が適用されるので、上限固定額によって寄附金控除の適用を妨げられる状況はなかったものと理解される。

こうした点からは、上限固定額の引下げの具体的な効果は、主として、高額所得者層において、従来よりも制度の適用対象となる金額が増えることで、累進課税制度の下、より大きな租税負担の軽減を受けることになったと捉えるべきものとする。

その後、昭和48年度改正において、控除対象となる特定寄附金の上限額が所得金額の25%相当額に引き上げられ、翌昭和49年度改正において特定寄附金から控除する額が1万円とされた。

すなわち、それまで特定寄附金から控除する額については、所得金額の3%相当額、この金額が10万円を超える場合には10万円とするものであったが、これを1万円の固定額のみとするものとされた。

特定寄附金から控除する額について所得金額の3%相当額とする基準が撤廃されることによって所得金額が低い者による低額の寄附金が制度の適用を受けられなくなるといった影響が想定されるが、固定額が10万円から1万円に引き下げられたことで、そうした影響の発生は抑制されたものと理解される。

なお、この昭和49年度改正における固定額を1万円に引き下げる改正の趣旨については、次のとおり明らかにされている¹⁵⁾。

「我が国の社会福祉施設や学校教育施設等の現状からみれば、こうした施設に対する民間の協力を税制において奨励することも社会福祉の向上、教育の振興といった観点からみて意義のあることと考えられますので、今回、この足切限度を1万円に引き下げることにより、寄附金控除の簡素合理化が図られることとなりました」

この説明では直接には述べられていないが、その目的とするところは「多くの方に

¹⁵⁾ 国税庁編（1974）、35頁。

ひとつとどんどん善意に基づく寄付を進めていただけるように用意をした」ものとされている¹⁶⁾。

昭和49年度改正を反映したところで、寄附金控除の算式を示すと次のとおりとなる。

寄附金控除＝特定寄附金額（上限額＝所得金額×25％）－1万円

仮に、所得金額が500万円の者であれば、この制度の下では、寄附金控除の上限額は124万円となる。

寄附金控除＝1,250,000円（≤5,000,000円×25％）－10,000円＝1,240,000円

（4）現行制度

昭和49年度改正以後、控除額に関する改正は長期にわたって行われず、次に控除額の仕組みについて改正が行われたのは、平成17（2005）年度改正においてであり、31年の間、見直しは行われなかったが、その後は、平成19（2007）年度まで3年度連続して改正が行われ、さらに、平成22（2010）年度改正を経て控除額の仕組みについては現行の制度が整備されることとなった。

改正内容について示すと、次のとおりとなる。

① 平成17年度改正

控除対象となる特定寄附金の上限額について、従前の総所得金額の25％相当額から総所得金額の30％相当額に引き上げられた。

② 平成18（2006）年度改正

特定寄附金から控除する額が1万円から5,000円に引き下げられた。

③ 平成19年度改正

控除対象となる特定寄附金の上限額について、従前の総所得金額の30％相当額から総所得金額の40％相当額に引き上げられた。

④ 平成22年度改正

特定寄附金から控除する額が5,000円から2,000円に引き下げられた。

平成17年度から平成22年度までの改正の趣旨、目的については、平成17年度及び平成18年度改正については「個人の寄付を促進するため」と説明され¹⁷⁾、平成19年度改正については「民間による自発的な公益活動を更に促進するとの観点から」とされている¹⁸⁾。さらに、平成22年度改正については「公益的な活動に対する個人の寄付を一層促進する観点から」と述べられている¹⁹⁾。

¹⁶⁾ 高木文雄（大蔵省主税局長）、昭和49年3月28日第72回国会参議院大蔵委員会会議録第14号、17頁。

¹⁷⁾ 浅井（2005）、161頁及び浅井（2006）、213頁。

¹⁸⁾ 浅井（2007）、239頁。

¹⁹⁾ 櫻井（2010）、86頁。

すなわち、民間の公益的活動の促進のための活動を充実するために個人の任意による拠出を促す点に目的があったものと理解される。

平成17年度から平成22年度までの改正を反映したところで、寄附金控除の算式を示すと次のとおりとなる。

寄附金控除＝特定寄附金額（上限額＝所得金額×40％）－2,000円

仮に、所得金額が500万円の者であれば、この制度の下では、寄附金控除の上限額は1,998,000円となる。

寄附金控除＝2,000,000円（≤5,000,000円×40％）－2,000円＝1,998,000円

（５）税額控除制度の創設等

以上において整理したところは、寄附金控除に関する所得税法の改正沿革であるが、すでに述べたとおり、寄附金控除と密接に関連する制度として、租税特別措置法において規定する税額控除がある。

この税額控除の仕組みについては、「2（２）」で述べたとおりであるが、この控除の仕組みは、創設されて以後改正されていない。

また、この税額控除は、平成23（2011）年度における「新しい公共」に係る税制の整備に関連して創設されたものであり、創設の趣旨としては、NPO法人を「新しい公共」の担い手と位置付け、その活動環境を税制面から支援し、「草の根の寄附を促進するため」に、認定NPO法人に対する寄附について、従来からの所得控除と税額控除との選択適用を認めることとされ（措法48の18の2）²⁰⁾、これと同様に、特定寄附金の対象となる公益法人等のうち「市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人」についても、税額控除の創設、所得控除との選択適用を認めることとされたものである²¹⁾。

（６）NPO法人に対する寄附金控除及び税額控除

個人がNPO法人に対して寄附金を拠出した場合、現行法では、認定NPO法人等に対する寄附金について寄附金控除と税額控除との選択適用が認められている（措法41の18の2）。

NPO法人の根拠法である特定非営利活動促進法は平成10（1998）年に制定されたが、当初は、税法上、人格のない社団等と同じ取扱いをするものとして、寄附金の拠出者に対する寄附金控除やNPO法人自身におけるみなし寄附金の適用は認められていなかった。

ただ、その立法の時点で、特定非営利活動促進法附則第2項においては、次のとおり、法律の施行後3年以内に検討を行った上で、「必要な措置」を講ずるものとする

²⁰⁾ 櫻井他（2011）、230頁。

²¹⁾ 櫻井他（2011）、230頁。

旨が規定された。

「(検討)

2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

この「必要な措置」については、同法に関する国会での議論から²²⁾、主として「税法上の特典」であると推察され、上記附則の規定に基づいて、平成13(2001)年度改正において、認定NPO法人に対する寄附金について、所得税法第78条に規定する寄附金控除の適用を認めることとされた(旧措法41の18の3)。

その後、平成23年度の「新しい公共」に係る税制の整備に関連して、(5)で述べたとおり、NPO法人を「新しい公共」の担い手と位置付け、その活動環境を税制面から支援し、「草の根の寄附を促進するため」に、認定NPO法人に対する寄附金について税額控除が設けられた。

4. 寄附金控除の適用状況

ここでは、国税庁の統計資料²³⁾を基に、寄附金控除の適用状況を確認する。すなわち、制度の趣旨や改正の目的に合う状況にあるかどうかを確認し、制度の有用性ととも問題点について検証する。

(1) 昭和42年分以後の寄附金控除適用状況

すでに述べたとおり、寄附金控除は、昭和37年度改正により創設されたが、統計上、適用状況が確認できるのは、昭和42年分以後となっている²⁴⁾。

ここで、寄附金控除の適用状況として、適用者数(適用者割合)、適用額、1件当り適用額とそれぞれの前年比を示すと、第2表のとおりとなる。

寄附の担い手の拡大(あるいは縮小)の状況を適用者数及び適用者割合²⁵⁾の推移から確認すると、適用者数が、前年比で200%を超えて大幅に増加したのは、昭和43年分(287.7%)、46(1971)年分(226.5%)、49年分(481.9%)の3年分に止まる

²²⁾ 菅義偉、1997(平成9)年5月29日衆議院内閣委員会会議録第7号、8頁。

²³⁾ 国税庁『申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)』の各年分版及び長期時系列データ、『国税庁統計年報書』各年度版。

²⁴⁾ 長期時系列データにおいては、昭和38(1963)年分から昭和41(1966)年分までの税額控除の適用状況が示されているが、当時税額控除であった寄附金控除については個別的には明示されておらず、その詳細を知ることはできない。寄附金控除が含まれていると推察される「その他」の適用状況は、昭和38年分218名で400万円、昭和39年分69名300万円、昭和40年分113名300万円、昭和41年分35名500万円となっている。

²⁵⁾ 「適用者割合」は、各年分の申告者数に占める寄附金控除適用者の割合。

が、反対に、特殊事情による大きな減少を除けば減少はいずれも小幅に止まり²⁶⁾、寄附の担い手が拡大している状況は明確であると考え

ちなみに、「3(3)」において確認したとおり、昭和43年度改正においては「中堅所得者層の公共寄付を促進する」ことを目的とする改正、また、昭和49年度改正においては「多くの方にひとつどんどん善意に基づく寄付を進めていただく」ことを意図した改正が行われており、昭和43年分及び昭和49年分の適用者数の急増は、これらの改正が少なからず影響しているものと思われる。

これに対して、適用額については、平成元年の425億円をピークに平成に入って以後は平成26(2014)年まで減少、停滞の状況となった。すなわち、この時期までは、個人の寄附によって民間の公益的活動の原資につき充実化を図ることに關して停滞していたといえる。

(2) 平成元(1989)年分以後の所得階級別の適用状況

第3表から第6表においては、平成元年分以後の寄附金控除の適用状況として、所得階級別の適用者数(第3表)、適用者割合(第4表)、適用額(第5表)、1件当り適用額(第6表)の各推移を示した。

これらによつては、所得階級が上がるごとに、適用者数を除いて、いずれの項目も数値、金額が高くなるのが、まず確認されるが、寄附金の拠出には経済的余裕の有無が關連することは明白であり、これはむしろ当然の状況と思われる。

また、寄附金控除の仕組みは、高額所得者であるほど適用額が大きくなり、租税負担を軽減する効果も大きなものとなるので、所得階級が上がるごとに、適用者割合及び1件当り適用額が増加している状況は、この点を反映するものと考えられる。

なお、第3表から第6表においては、平成26(2014)年分以後の状況として、前年比増となったセルに色をつけたが、ほとんどの所得階級及び年分において前年比増となっている。

所得階級別の適用者数と適用額に関する平成25(2013)年から直近の令和3(2021)年までの伸び率(第7表)と平成元年から平成25年までの伸び率(第8表)との比較によつても、所得階級「200万円以下」を除いて、平成26年以後の急激に増加していることが認められる。

また、平成23年は、東日本大震災の発生に伴い、適用者数、適用額ともに、従来と比べて特異な状況となっていたが、適用者数に関しては、所得階級「5億円以下」及び「5億円超」の階級では平成26年、「1,000万円以下」、「2,000万円以下」及び「5,000万円以下」の階級では平成27(2015)年、「700万円以下」の階級では平成28

²⁶⁾ 平成24(2012)年分の適用者数は前年比41.9%となっているが、平成23年分には東日本大震災の発生を受けて平成23年分に適用者数が急増していたことの影響によるものと推察される。

(2016)年、「400万円以下」の階級では平成29(2017)年に、「200万円以下」の階級は令和3年に、それぞれ平成23年分の人数を超えるところとなった。

適用額についても、所得金額「700万円以下」から「5億円超」の6つの階級では平成27年、「400万円以下」の階級では平成30年に、「200万円以下」の階級は令和2(2020)年に、それぞれ平成23年分の金額を超えている²⁷⁾。

寄附金控除の適用者数及び適用額が増加していることは、個人による寄附金の拠出が増加していることを意味しており、これまでの制度改正の趣旨に照らして望ましい状況といえるが、問題であるのは、その拠出が「ふるさと納税」に集中している点である。

そこで、「5」においては、教育研究関連の寄附金と「ふるさと納税」としての寄附金の受入れ状況を比較し、問題点について確認する。

5. 寄附金額の状況と問題点の確認

(1) 教育研究関連の寄附金額と「ふるさと納税」としての寄附金額の状況

個人の寄附金の拠出先に関して、統括的に整理した統計は見当たらず、どのような主体、法人が、どの程度の金額について個人からの寄附を受け入れているかは、必ずしも明確ではない。

そのため、資料が極めて限られているが、ここでは、文部科学省が公表する「文部科学関係の寄附の現状」に基づいて教育研究関連の寄附金額の状況と「ふるさと納税」に関する現況調査結果に基づいて「ふるさと納税」としての寄附金額の状況とを示すと、第9表のとおりである。

まず、教育研究関連の寄附金のうち、個人による寄附金額の比較が可能な、国立大学、学校法人、「ふるさと納税」とを比較すると、平成24年、平成25年においては、学校法人が最も多くの寄附金額を受け入れており、国立大学と「ふるさと納税」は同水準にあったといえる。

ところが、平成26年以後に、「ふるさと納税」としての寄附金額が急増し、比較可能な令和2年の状況として、両者の差は18.4倍に拡大している。

また、令和元(2019)年以後の国立大学に対する寄附金額には、法人による寄附金額が含まれているので、厳格な比較とはならないが、平成24年以後においては、各受入法人とも寄附金額は増加傾向あるいは横ばいの状況にあって、寄附金額を大きく減らした受入法人はない。

²⁷⁾ 所得階級「5億円超」に関しては、いったん平成25年に平成23年分の金額を上回っている。

この点からは、「ふるさと納税」としての寄附金が大きく増加しているが、これは他の受入法人に拠出される寄附金を浸蝕する形で増加しているものではないと捉えてよいものと思われる。

換言すると、「ふるさと納税」としての寄附金が、限られた原資を独占するかのごとく、その額を増加させているのではなく、「ふるさと納税」のために新たに資金が投ぜられているものと推察される。第9表に掲げた各受入法人に対する寄附金額の状況は、その傍証となるものと考ええる。

(2) 問題点の確認

「ふるさと納税」としての寄附金額が急増した原因、理由、換言すると、多くの個人が少なくない金額を「ふるさと納税」として拠出する原因、理由が、どのようなものであるかは、それ自体、興味深いところであるが、本稿においては、この点は措いて、「ふるさと納税」としての寄附金額が急増していることによって生ずる悪影響としての問題点について確認するものとする。

本来、寄附金とは対価性のない支出、見返りのない拠出であり、実際に、対価、見返りが提供されることもなく、寄附が行われているのであれば問題視する必要もないと考えるが、「ふるさと納税」として寄附金については、必ずしも、対価性のない支出、見返りのない拠出とはいえない実態があるため問題視せざるを得ない。

すなわち、「ふるさと納税」においては、その受け入れた地方公共団体から拠出者に対して返礼品等が提供されることが一般的となっており、その実態は、2,000円の負担で、返礼品を購入するのと異ならないと指摘されている²⁸⁾。

所得金額の高い者が高い購買力を有することは当然であり、「ふるさと納税」について有利な条件で返礼品を購入する仕組みと捉えると、その仕組みの利用は、購買力が高い者ほど活発に行い得ることとなる。

「ふるさと納税」に関する統計資料においては、所得階級別に、どの程度の寄附が行われているかを示すものはないが、「ふるさと納税」としての寄附は、寄附金控除の対象となるので、所得階級別の寄附金控除の適用状況を確認することで所得階級別の「ふるさと納税」としての寄附金額の状況を類推することは可能であると思われる。

第6表のとおり、所得階級別の1件当たり適用額は、幾何級数的に増加しており、所得金額、すなわち、購買力に比例して「ふるさと納税」としての寄附が活発に行われていることが示唆されている。

また、平成26年分から令和3年分の1件当たり適用額を比較すると、所得階級「200万円以下」1.08倍、「400万円以下」1.03倍、「700万円以下」1.40倍、「1,000万円以下」

²⁸⁾ この点を指摘するものとしては、三角（2015）、59-60頁、小西（2016）、43頁、末松（2019）、199頁などがある。

1.70倍、「2,000万円以下」1.96倍、「5,000万円以下」2.32倍、「5億円以下」1.82倍、「5億円超」3.16倍となっており、この点からも、所得金額が高い者ほど「ふるさと納税」としての寄附を活発に行っていることが読み取れる。

寄附金控除は所得控除であり、同じ寄附金額であるとしても、累進課税制度の下では、より高い税率が適用される高額所得者に、租税負担の軽減効果が大きくなる。さらに、高額所得者が多額の寄附を行うとすれば、その分、租税負担軽減効果が積み増しされることとなる。

たとえば、令和3年分の所得階級「200万円以下」の1件当たり適用額は31,543円であるので、寄附金控除による租税負担の軽減額は3,000円程度（適用税率は10%と仮定した）であるのに対して、「5億円超」であると1件当たり適用額は36,394,366円であるので、租税負担の軽減額は1,600万円を超える（適用税率は45%と仮定）こととなる。

「5億円超」における拠出額は突出しているが、「5億円以下」についてみても1件当たり適用額は1,599,172円であるので、租税負担の軽減額は70万円を超える（適用税率は45%と仮定）。

なお、租税負担の軽減は国の歳入、租税収入（この場合は所得税収）の減少を意味するが、第3表の適用者数と第5表の適用額を組み合わせたとところで確認すると、所得階級「200万円以下」の適用額は22億円であるので、72,409人の適用者数で2億円程度の所得税収入の減少を生じている。

これに対して、所得階級「5億円以下」及び「5億円超」の適用額の合計は1,075億円であり、39,444人と4万人足らずの適用者数でおよそ480億円の所得税収入の減少をもたらしている。

この状況は、寄附金控除の制度創設当初において「所得控除の方法によると累進税率の関係で高額所得者に特に有利となるおそれがある」と懸念されていた状況そのものであり、換言すると、現在の高額所得者による寄附金控除の適用は度が過ぎているものとする²⁹⁾。

6. おわりに

「ふるさと納税」は地方税である住民税に関する制度であり、これが活用されて地方公共団体の財源、活動資金が潤沢、豊富になることは、本来的には好ましいことと

²⁹⁾ 繰返しとなるが、本稿においては、寄附金控除の適用状況をそのまま「ふるさと納税」の活用状況として捉えているのではなく、あくまでも「ふるさと納税」の活用と近い状況が示唆されているものと捉えている点に注意を要する。

考える。

ただ一方で、「ふるさと納税」は、形式的には地方公共団体に対する寄附ではあるものの、実態は、その拠出によって返礼品等の提供を受けることと認識されるので、制度の活用が、国税たる所得税の負担軽減措置である寄附金控除の適用につながり、所得税収入の減少をもたらす点には看過できない問題がある。

特に、高額所得者における「ふるさと納税」の利用による租税収入の大きな減少は、累進課税制度の下における所得控除の欠点が顕れている。

寄附金控除のあり方については、「ふるさと納税」とは関係なしに、税額控除方式が好ましいとする見解がある³⁰⁾。ただし、税額控除方式によれば、寄附金を拠出する高額所得者に対する所得税の負担軽減効果に歯止めがかけられるとしても、控除額に関する適正水準を定めることは容易ではない。

そもそも制度創設の当初は、税額控除方式であったものが所得控除方式に改められたのは、認識された税額控除方式における問題点や欠点に対応を図る必要があったからであり、税額控除方式を採用するのでは、また別の問題が生ずることが想定される。

また、「ふるさと納税」の仕組みが寄附金の拠出者に極めて有利なものであることに主因があることは間違いないところであるので、問題解決のための直接的な対応としては、「ふるさと納税」について改正を求めることが必要となる。

令和5（2023）年度改正によって、「ふるさと納税」に係る募集適正基準及び地場産品基準の見直しが行われたが、この改正でさえ、厳格化と捉えられる状況にあり、地方公共団体から反発を受ける事態も予想されるため、租税負担軽減措置に係る基本的な仕組み自体の抜本的な見直しについては当面期待できないものと思われる。

そこで、所得税法における対応として、寄附金控除の対象となる特定寄附金の範囲から、「ふるさと納税」に係る指定を受けている地方公共団体に対する寄附金を除外することを検討すべきものと考ええる。

繰返しとなるが、「ふるさと納税」としての寄附は、2,000円の負担で返礼品として提供される物品等を購入するのと異なる行為と捉えられ、これはそもそも見返りや対価を求めない寄附金の性質には合致しないものであるので、これを特定寄附金の範囲から除外することには相応の理由があるものと考ええる。

³⁰⁾ たとえば、奥谷（2016）、37頁。

第2表：寄附金控除の適用状況

	適用者数 (適用者割合)	適用額	1件当り 適用額	適用者数 前年比	適用額 前年比	1件当り 適用額 前年比
年分	人(%)	百万円	円	%	%	%
昭和42	1,955(0.05)	429	219,437	—	—	—
昭和43	5,625(0.14)	696	123,733	287.7	162.2	56.4
昭和44	2,639(0.06)	910	344,828	46.9	130.7	278.7
昭和45	2,366(0.05)	1,387	586,221	89.7	152.4	170.0
昭和46	5,360(0.12)	1,640	305,970	226.5	118.2	52.2
昭和47	2,102(0.04)	2,486	1,182,683	39.2	151.6	386.5
昭和48	3,000(0.05)	1,736	578,667	142.7	69.8	48.9
昭和49	14,458(0.29)	2,600	179,831	481.9	149.8	31.1
昭和50	22,405(0.48)	4,714	210,399	155.0	181.3	117.0
昭和51	33,102(0.67)	8,234	248,746	147.7	174.7	118.2
昭和52	42,757(0.85)	11,423	267,161	129.2	138.7	107.4
昭和53	43,705(0.81)	13,366	305,823	102.2	117.0	114.5
昭和54	50,189(0.88)	17,372	346,132	114.8	130.0	113.2
昭和55	53,237(0.90)	20,637	387,644	106.1	118.8	112.0
昭和56	63,008(1.02)	17,835	283,059	118.4	86.4	73.0
昭和57	62,551(0.95)	22,401	358,124	99.3	125.6	126.5
昭和58	77,659(1.11)	22,396	288,389	124.2	100.0	80.5
昭和59	76,723(1.08)	20,229	263,663	98.8	90.3	91.4
昭和60	79,026(1.07)	22,695	287,184	103.0	112.2	108.9
昭和61	85,231(1.11)	27,522	322,911	107.9	121.3	112.4
昭和62	86,081(1.12)	29,165	338,809	101.0	106.0	104.9
昭和63	83,705(1.07)	26,030	310,973	97.2	89.3	91.8
平成元	81,511(1.02)	42,503	521,439	97.4	163.3	167.7
平成2	94,167(1.10)	34,214	363,333	115.5	80.5	69.7
平成3	101,073(1.18)	36,615	362,263	107.3	107.0	99.7
平成4	105,781(1.23)	33,563	317,288	104.7	91.7	87.6
平成5	106,667(1.27)	31,509	295,396	100.8	93.9	93.1
平成6	107,298(1.30)	32,020	298,421	100.6	101.6	101.0
平成7	122,337(1.53)	41,857	342,145	114.0	130.7	114.7
平成8	102,473(1.24)	26,909	262,596	83.8	64.3	76.7
平成9	108,919(1.32)	36,585	335,892	106.3	136.0	127.9
平成10	101,539(1.63)	30,978	305,085	93.2	84.7	90.8
平成11	109,179(1.48)	32,418	296,925	107.5	104.6	97.3
平成12	112,261(1.54)	30,955	275,741	102.8	95.5	92.9
平成13	118,537(1.68)	25,179	212,415	105.6	81.3	77.0
平成14	125,682(1.83)	22,009	175,117	106.0	87.4	82.4
平成15	136,738(1.97)	25,181	184,155	108.8	114.4	105.2
平成16	160,785(2.16)	24,478	152,241	117.6	97.2	82.7
平成17	156,346(1.89)	26,889	171,984	97.2	109.8	113.0
平成18	184,278(2.24)	36,205	196,469	117.9	134.6	114.2
平成19	204,400(2.63)	30,373	148,596	110.9	83.9	75.6
平成20	208,235(2.77)	33,615	161,428	101.9	110.7	108.6

(第2表:続き)

	適用者数 (適用者割合)	適用額	1件当り 適用額	適用者数 前年比	適用額 前年比	1件当り 適用額 前年比
平成21	201,040(2.80)	25,874	128,701	96.5	77.0	79.7
平成22	225,527(3.21)	27,199	120,602	112.2	105.1	93.7
平成23	426,927(7.03)	50,998	119,454	189.3	187.5	99.0
平成24	178,850(2.94)	28,349	158,507	41.9	55.6	132.7
平成25	183,675(2.95)	32,478	176,823	102.7	114.6	111.6
平成26	258,619(4.22)	37,744	145,944	140.8	116.2	82.5
平成27	410,534(6.49)	82,343	200,575	158.7	218.2	137.4
平成28	573,064(8.99)	130,525	227,767	139.6	158.5	113.6
平成29	666,713(10.40)	157,629	236,427	116.3	120.8	103.8
平成30	790,749(12.37)	186,106	235,354	118.6	118.1	99.5
令和元	796,306(12.63)	191,945	241,044	100.7	103.1	102.4
令和2	986,224(15.00)	232,512	235,760	123.8	121.1	97.8
令和3	1,187,640(18.08)	297,682	250,650	120.4	128.0	106.3

(注)平成19年分の「適用額」は訂正後の金額30,373百万円によっている。
 なお、『申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)』長期時系列データのエクセルファイルにおいては、この金額が訂正されないままとなっている点に注意を要する。

(出所)国税庁『申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)』長期時系列データを基に筆者作成。

第3表：適用者数(所得階級別)

年分 所得階級	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7
	人	人	人	人	人	人	人
200万円以下	4,585	5,966	3,808	6,706	5,286	5,320	4,730
400万円 "	9,557	16,923	12,814	12,736	18,752	18,930	19,331
700万円 "	12,938	12,601	16,596	16,262	14,916	15,059	28,353
1,000万円 "	10,876	15,544	12,359	15,684	16,342	16,300	12,945
2,000万円 "	24,371	23,521	33,678	31,604	29,783	29,902	32,211
5,000万円 "	13,822	13,506	14,902	17,988	16,494	16,695	18,778
5,000万円超	5,362	6,106	6,916	4,801	5,094	5,092	5,989
計	81,511	94,167	101,073	105,781	106,667	107,298	122,337

年分 所得階級	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
	人	人	人	人	人	人	人
200万円以下	4,698	5,610	5,476	7,127	6,477	7,813	10,349
400万円 "	14,726	13,244	12,102	13,613	15,963	16,119	24,989
700万円 "	19,141	18,014	18,173	16,312	17,862	24,780	16,866
1,000万円 "	10,852	12,319	13,289	14,879	14,245	13,870	15,713
2,000万円 "	29,635	32,648	30,638	32,084	31,641	28,109	31,511
5,000万円 "	17,667	20,526	16,576	19,423	19,890	21,567	20,844
5,000万円超	5,754	6,558	5,285	5,741	6,183	6,279	5,410
計	102,473	108,919	101,539	109,179	112,261	118,537	125,682

年分 所得階級	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
	人	人	人	人	人	人	人
200万円以下	10,895	16,375	17,938	24,604	25,484	28,054	29,766
400万円 "	24,086	34,813	29,797	30,166	38,206	42,613	41,908
700万円 "	26,895	25,096	24,231	31,101	35,598	35,394	33,940
1,000万円 "	17,596	19,476	17,339	25,294	24,126	23,057	22,086
2,000万円 "	30,693	35,183	36,894	38,369	43,134	42,649	39,931
5,000万円 "	20,480	23,215	22,419	26,001	28,092	27,469	25,696
5億円 "	6,093	6,627	7,728	8,743	9,760	8,781	7,561
5億円超	—	—	—	—	—	218	152
計	136,738	160,785	156,346	184,278	204,400	208,235	201,040

(第3表:続き)

年分 所得階級	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
	人	人	人	人	人	人	人
200万円以下	37,120	68,638	23,155	22,233	27,970	35,310	49,284
400万円 "	48,967	107,140	37,156	35,971	47,702	71,067	102,854
700万円 "	38,109	82,917	31,250	31,629	48,261	82,133	119,388
1,000万円 "	23,758	43,482	17,469	18,637	29,623	53,188	75,886
2,000万円 "	42,380	68,766	32,433	33,648	51,690	90,211	125,038
5,000万円 "	26,824	43,353	28,314	30,955	40,570	59,876	77,962
5億円 "	8,183	12,387	8,875	10,248	12,472	18,285	22,072
5億円超	186	244	198	354	331	464	580
計	225,527	426,927	178,850	183,675	258,619	410,534	573,064

年分 所得階級	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
	人	人	人	人	人
200万円以下	48,435	58,255	56,049	63,964	72,409
400万円 "	113,282	138,867	137,146	182,837	219,148
700万円 "	144,192	173,867	176,888	232,433	286,132
1,000万円 "	91,657	110,399	112,447	142,253	175,064
2,000万円 "	151,544	176,560	179,248	213,571	252,550
5,000万円 "	90,895	103,335	105,156	119,965	142,893
5億円 "	25,949	28,581	28,496	30,246	38,166
5億円超	759	885	876	955	1,278
計	666,713	790,749	796,306	986,224	1,187,640

(注)平成15年分から平成19年分までの「5億円以下」の区分は「5,000万円超」となる。

(出所)国税庁『申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)』長期時系列データを基に筆者作成。

第4表：適用者割合（所得階級別）

所得階級	年分								
	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
200万円以下	0.20	0.26	0.18	0.31	0.24	0.25	0.25	0.24	0.28
400万円〃	0.35	0.57	0.44	0.42	0.64	0.65	0.68	0.51	0.46
700万円〃	0.88	0.77	0.97	0.92	0.87	0.86	1.66	1.09	1.04
1,000万円〃	2.03	2.57	1.89	2.38	2.46	2.48	1.97	1.57	1.76
2,000万円〃	4.31	3.62	4.72	4.64	4.32	5.27	5.16	4.43	4.82
5,000万円〃	5.76	4.92	5.00	8.14	7.17	8.84	8.57	7.18	8.34
5,000万円超	6.13	5.42	6.07	9.52	9.32	9.35	11.30	9.71	13.27
計	1.02	1.10	1.18	1.23	1.27	1.30	1.53	1.24	1.32

所得階級	年分								
	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
200万円以下	0.55	0.38	0.35	0.43	0.57	0.59	0.72	0.63	0.87
400万円〃	0.57	0.53	0.63	0.66	1.05	1.01	1.40	1.09	1.12
700万円〃	1.16	1.10	1.24	1.78	1.27	1.99	1.91	1.82	2.36
1,000万円〃	1.99	2.41	2.37	2.37	2.79	3.10	3.53	3.12	4.64
2,000万円〃	4.82	5.35	5.35	4.88	5.72	5.60	6.38	6.46	6.74
5,000万円〃	7.43	9.21	9.09	10.11	10.37	10.32	11.15	10.03	11.33
5,000万円超	12.16	14.13	13.63	14.38	13.51	15.06	14.44	14.41	15.30
計	1.63	1.48	1.54	1.68	1.83	1.97	2.16	1.89	2.24

所得階級	年分								
	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
200万円以下	0.95	1.03	1.08	1.35	3.44	1.18	1.14	1.46	1.81
400万円〃	1.56	1.81	1.90	2.30	5.55	1.92	1.84	2.50	3.60
700万円〃	2.83	3.01	3.15	3.66	7.96	2.94	2.87	4.44	7.24
1,000万円〃	4.57	4.74	5.02	5.63	10.50	4.16	4.23	6.71	11.50
2,000万円〃	7.69	8.20	8.51	9.26	15.08	6.97	6.77	10.40	17.42
5,000万円〃	12.12	13.05	13.93	14.56	23.04	14.54	14.08	18.67	26.26
5億円〃	16.51	17.49	18.79	19.53	28.11	19.14	18.20	22.90	30.57
5億円超	—	24.97	27.44	32.18	35.78	26.47	25.02	31.02	35.80
計	2.63	2.77	2.80	3.21	7.03	2.94	2.95	4.22	6.49

所得階級	年分					
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
	%	%	%	%	%	%
200万円以下	2.51	2.50	3.06	3.01	3.56	4.33
400万円〃	5.14	5.66	6.94	6.92	8.38	10.40
700万円〃	10.46	12.38	14.92	15.26	18.51	21.97
1,000万円〃	16.52	19.64	23.49	24.25	29.04	31.71
2,000万円〃	24.38	28.51	33.10	34.16	39.53	42.76
5,000万円〃	33.70	37.43	41.76	42.99	48.68	52.90
5億円〃	36.19	39.49	42.82	43.67	49.34	53.16
5億円超	40.22	45.97	51.07	48.26	57.29	60.34
計	8.99	10.40	12.37	12.63	15.00	18.08

(注)平成19年分の「5億円以下」の区分は「5,000万円超」となる。

(出所)国税庁「申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)』長期時系列データを基に筆者作成。

第5表：適用額（所得階級別）

年分 所得階級別	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7
200万円以下	百万円 254	百万円 379	百万円 211	百万円 354	百万円 365	百万円 359	百万円 146
400万円 "	1,611	1,240	1,396	1,315	1,851	1,865	1,642
700万円 "	1,513	2,404	2,559	3,144	1,942	2,321	2,674
1,000万円 "	1,740	3,241	2,486	2,904	2,166	2,167	1,559
2,000万円 "	6,886	5,691	9,423	8,357	5,232	5,181	6,858
5,000万円 "	8,135	8,589	5,831	9,518	7,831	8,050	7,306
5,000万円超	22,361	12,670	14,710	7,972	12,122	12,077	21,673
計	42,500	34,214	36,616	33,564	31,509	32,020	41,858

年分 所得階級別	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
200万円以下	百万円 387	百万円 187	百万円 297	百万円 367	百万円 379	百万円 493	百万円 378
400万円 "	1,154	751	1,187	942	1,847	939	1,258
700万円 "	2,048	1,882	2,730	1,967	1,800	2,743	1,007
1,000万円 "	3,144	2,038	2,238	1,728	2,618	1,606	983
2,000万円 "	5,921	6,457	6,501	5,928	7,885	4,891	4,746
5,000万円 "	7,354	11,037	9,066	7,138	7,573	6,662	5,543
5,000万円超	6,901	14,233	8,959	14,348	8,854	7,843	8,094
計	26,909	36,585	30,978	32,418	30,956	25,177	22,009

年分 所得階級別	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
200万円以下	百万円 580	百万円 401	百万円 742	百万円 1,092	百万円 765	百万円 884	百万円 944
400万円 "	1,526	1,732	1,282	1,594	2,501	1,835	1,759
700万円 "	2,000	1,531	2,205	1,678	3,498	2,270	2,032
1,000万円 "	1,367	1,374	1,724	2,217	2,822	1,937	1,755
2,000万円 "	5,874	5,513	5,677	5,873	6,415	5,584	5,054
5,000万円 "	6,674	7,200	5,279	6,760	5,828	6,813	6,125
5億円 "	7,159	6,728	9,981	16,992	8,544	7,614	6,596
5億円超	—	—	—	—	—	6,677	1,608
計	25,180	24,479	26,890	36,206	30,373	33,614	25,874

年分 所得階級別	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
200万円以下	百万円 1,135	百万円 1,994	百万円 752	百万円 729	百万円 815	百万円 1,045	百万円 1,403
400万円 "	1,944	4,163	1,606	1,514	1,732	2,684	3,656
700万円 "	2,235	4,716	1,972	1,905	2,401	4,932	7,389
1,000万円 "	1,849	3,472	1,449	1,466	2,040	5,061	7,650
2,000万円 "	5,118	8,430	4,253	4,290	6,238	16,101	24,761
5,000万円 "	6,190	10,703	6,533	7,366	9,724	22,282	33,352
5億円 "	6,362	11,813	7,231	8,347	10,980	20,762	28,311
5億円超	2,368	5,710	4,555	6,862	3,813	9,475	24,002
計	27,199	50,998	28,349	32,478	37,744	82,343	130,525

(第5表:続き)

年分 所得階級別	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
200万円以下	1,362	1,690	1,843	2,051	2,284
400万円〃	4,124	5,096	5,278	6,911	8,186
700万円〃	9,378	11,593	12,181	16,048	19,933
1,000万円〃	9,783	12,292	12,818	16,461	20,493
2,000万円〃	32,136	39,265	40,968	49,711	59,727
5,000万円〃	42,554	52,081	54,479	64,579	79,517
5億円〃	36,592	42,447	40,618	45,950	61,034
5億円超	21,699	21,642	23,761	30,801	46,512
計	157,629	186,106	191,945	232,512	297,682

(注)平成15年分から平成19年分までの「5億円以下」の区分は「5,000万円超」となる。

(出所)国税庁『申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)』長期時系列データを基に筆者作成。

第6表：1件当り適用額(所得階級別)

年分 所得階級	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6
	円	円	円	円	円	円
200万円以下	55,398	63,527	55,410	52,789	69,050	67,481
400万円以下	168,568	73,273	108,943	103,251	98,709	98,521
700万円以下	116,942	190,779	154,194	193,334	130,196	154,127
1,000万円以下	159,985	208,505	201,149	185,157	132,542	132,945
2,000万円以下	282,549	241,954	279,797	264,429	175,671	173,266
5,000万円以下	588,554	635,940	391,290	529,131	474,779	482,180
5,000万円超	4,170,272	2,075,008	2,126,952	1,660,487	2,379,662	2,371,760
計	521,402	363,333	362,273	317,297	295,396	298,421

年分 所得階級	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
	円	円	円	円	円	円
200万円以下	30,867	82,375	33,333	54,237	51,494	58,515
400万円以下	84,941	78,365	56,705	98,083	69,199	115,705
700万円以下	94,311	106,995	104,474	150,223	120,586	100,773
1,000万円以下	120,433	289,798	165,436	168,410	116,137	183,784
2,000万円以下	212,909	416,256	197,776	212,187	184,765	249,202
5,000万円以下	389,072	1,199,340	537,708	546,935	367,502	380,744
5,000万円超	3,618,801	976,864	2,170,326	1,695,175	2,499,216	1,431,991
計	342,153	262,596	335,892	305,085	296,925	275,750

年分 所得階級	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
	円	円	円	円	円	円
200万円以下	63,100	36,525	53,235	24,489	41,365	44,383
400万円以下	58,254	50,342	63,356	49,752	43,024	52,841
700万円以下	110,694	59,706	74,363	61,006	90,999	53,953
1,000万円以下	115,789	62,560	77,688	70,548	99,429	87,649
2,000万円以下	174,001	150,614	191,379	156,695	153,873	153,066
5,000万円以下	308,898	265,928	325,879	210,144	235,470	259,990
5,000万円超	1,249,084	1,496,118	1,174,955	1,015,241	1,291,537	1,943,498
計	212,398	175,117	184,148	152,247	171,990	196,475

年分 所得階級	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
	円	円	円	円	円	円
200万円以下	30,019	31,511	31,714	30,577	29,051	32,477
400万円以下	65,461	43,062	41,973	39,700	38,856	43,223
700万円以下	98,264	64,135	59,870	58,648	56,876	63,104
1,000万円以下	116,969	84,009	79,462	77,826	79,849	82,947
2,000万円以下	148,723	130,929	126,568	120,765	122,590	131,132
5,000万円以下	207,461	248,025	238,364	230,763	246,880	230,734
5億円以下	875,410	867,099	872,371	777,465	953,661	814,761
5億円超	—	30,628,440	10,578,947	12,731,183	23,401,639	23,005,051
計	148,596	161,423	128,701	120,602	119,454	158,507

(第6表:続き)

年分 所得階級	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
	円	円	円	円	円	円
200万円以下	32,789	29,138	29,595	28,468	28,120	29,010
400万円以下	42,089	36,309	37,767	35,546	36,405	36,697
700万円以下	60,230	49,750	60,049	61,891	65,038	66,677
1,000万円以下	78,661	68,865	95,153	100,809	106,735	111,342
2,000万円以下	127,496	120,681	178,482	198,028	212,057	222,389
5,000万円以下	237,958	239,684	372,136	427,798	468,167	504,002
5億円以下	814,500	880,372	1,135,466	1,282,666	1,410,151	1,485,147
5億円超	19,384,181	11,519,637	20,420,259	41,382,759	28,588,933	24,454,237
計	176,823	145,944	200,575	227,767	236,427	235,354

年分 所得階級	令和元	令和2	令和3
	円	円	円
200万円以下	32,882	32,065	31,543
400万円以下	38,485	37,799	37,354
700万円以下	68,863	69,044	69,664
1,000万円以下	113,991	115,716	117,060
2,000万円以下	228,555	232,761	236,496
5,000万円以下	518,078	538,315	556,479
5億円以下	1,425,393	1,519,209	1,599,172
5億円超	27,124,429	32,252,356	36,394,366
計	241,044	235,760	250,650

(注)平成19年分の「5億円以下」の区分は「5,000万円超」となる。

(出所)国税庁『申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)』長期時系列データを基に筆者作成。

第7表:令和3年分の平成25年分からの伸び率

年分 所得階級	適用者数	適用額
200万円以下	3.3	3.1
400万円 "	6.1	5.4
700万円 "	9.0	10.5
1,000万円 "	9.4	14.0
2,000万円 "	7.5	13.9
5,000万円 "	4.6	10.8
5億円 "	3.7	7.3
5億円超	3.6	6.8
計	6.5	9.2

(出所)本稿第3表及び第5表を基に筆者作成。

第8表:平成25年分の平成元年からの伸び率

所得階級 \ 年分	適用者数	適用額
200万円以下	4.8	2.9
400万円 "	3.8	0.9
700万円 "	2.4	1.3
1,000万円 "	1.7	0.8
2,000万円 "	1.4	0.6
5,000万円 "	2.2	0.9
計	2.3	0.8

(出所)本稿第3表及び第5表を基に筆者作成。

第9表:受入法人別の寄附金額

(単位:億円)

受入法人 \ 年分	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
国立大学 ³¹⁾	143 (846)	136 (818)	126 (803)	120 (821)	342 (1,054)
公立大学	—	—	64	72	74
学校法人 ³²⁾	164	226	260	345	310
国立研究開発法人 ³³⁾	—	—	5.1	4.7	4.9
文化法人 ³⁴⁾	—	—	—	23.4	24.6
ふるさと納税 ³⁵⁾	104	146	389	1,653	2,844

³¹⁾ 国立大学法人に対する寄附金の状況については、平成30年分までは、「令和2年版」によった。上段は「個人寄附額」、下段かっこ書きは「法人寄附額」との合計額。「令和3年版」以後は、「個人寄附額」「法人寄附額」の明示はなく、また、合計額についても、「令和2年版」までの金額と異なる額が示されている。令和3年版以後では、合計額は、平成26年分855億円、平成27年分842億円、平成28年分1,069億円、平成29年分949億円、平成30年分966億円となっている。集計方法など詳細な説明がないため、両者における金額の相違の原因、理由は不明で統計としての信頼性に疑問なしとはできない点を付言する。

³²⁾ 学校法人に対する寄附金額は税額控除対象法人に対する個人の現金による寄附金額となる。

³³⁾ 国立研究開発法人のうち8法人(具体名は不明)に対する寄附金額とされている。

³⁴⁾ 文化法人は、日本芸術文化振興会、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館とされている。

³⁵⁾ 「ふるさと納税」としての寄附金額は各年度分として集計されている点に注意を要する。また、令和4年度の「ふるさと納税」としての寄附金額は9,654億円であったことが公表されている。

(第9表:続き)

(単位:億円)

受入法人	年分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国立大学		242 (934)	196 (936)	— (1,065)	— (1,088)	— (1,254)
公立大学		69	94	73	90	91
学校法人		344	322	319	366	—
国立研究開発法人		5.3	5.0	9.6	6.1	4.7
文化法人		20.8	23.1	22.9	21.4	24.0
ふるさと納税		3,653	5,127	4,875	6,725	8,302

(出所)文部科学省「文部科学関係の寄附の現状(令和5年度文部科学省寄附フォーラム)」、文部科学省「税制トピックス(令和2年度文部科学省寄附フォーラム)」及び総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和5年度実施)(令和5年8月1日)」

[参考文献]

浅井要(2005)「所得税関係その他の改正」『改正税法のすべて(平成17年版)』、日本税務協会、160-178頁。

浅井要(2006)「所得税関係その他の改正」『改正税法のすべて(平成18年版)』、日本税務協会、205-229頁。

浅井要(2007)「所得税関係その他の改正」『改正税法のすべて(平成19年版)』、日本税務協会、213-246頁。

奥谷健「寄附税制の現状と課題—個人所得税」『税研』No. 189、日本税務研究センター、2016年、34-39頁。

掃部実(1964)「所得税法の改正」『改正税法のすべて(昭和39年)』国税庁、7-31頁。

掃部実(1968)「所得税法の改正」『改正税法のすべて(昭和43年)』東京税理士会、12-37頁。

国税庁編(1974)『改正税法のすべて—昭和49年度国税・地方税法改正点の詳解—』、日本税務協会、14-46頁。

小西砂千夫(2016)「所得税制における寄附税制—ふるさと納税のあり方を中心に考える—」『税研』No. 189、日本税務研究センター、40-45頁。

櫻井淳(2010)「所得税法等(生命保険料控除、寄附金控除等)の改正」『改正税法のすべて(平成22年版)』、日本税務協会、75-102頁。

櫻井淳・磯見竜太・藤田泰弘(2011)「「新しい公共」に係る税制(市民公益税制)に関する租税特別措置法等の改正」『改正税法のすべて(平成23年度版)』、日本税務協

会、226－266頁

末松智之（2019）「ふるさと納税の返礼率競争の分析」『財政経済理論論文集』財務省財務総合政策研究所、197－221頁。

武田昌輔編（1983）『コンメンタール所得税法（加除式書籍）』、第一法規

三角政勝「自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」－寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題－」『立法と調査』No. 371、参議院事務局企画調整室、2015年、59－73頁。

米山鈞一（1962）「所得税法の改正について－減税及び所得計算の整備等－」『改正税法詳解』日本経営経理研究所、12－35頁。

税制調査会（1961）『税制調査会答申（昭和36年12月7日）』

[統計資料他]

国税庁「申告所得税標本調査結果・第4表所得控除表」

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/jikeiretsu/xls01/s4.xlsx>（最終閲覧：令和5年12月11日）

総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度実施）（令和5年8月1日）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000897133.pdf（最終閲覧：令和5年12月11日）

文部科学省「税制トピックス（令和2年度文部科学省寄附フォーラム）」

https://www.mext.go.jp/content/20200828-mxt_kanseisk01-000008374_6.pdf（最終閲覧：令和5年12月11日）

文部科学省「文部科学関係の寄附の現状（令和5年度文部科学省寄附フォーラム）」

https://www.mext.go.jp/content/20230707-mxt_kanseisk01-000030846_05.pdf（最終閲覧：令和5年12月11日）

（うえまつ きみお・大原大学院大学 会計研究科准教授）